

平成29年第2回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番松原議員、2番丹野議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配布したとおりであります。この順序により指名いたします。9番松澤議員を指名します。9番松澤議員。

9番
松澤議員

9番松澤です。先に通告しておりました医療福祉関係施設の集約化について、権利擁護支援体制について、子育て世代包括支援センターの設置についてを質問させていただきます。まずはじめに医療福祉関係施設の集約化について伺います。平取町社会福祉協議会については、現在の事務所では手狭になったということから、公民館と隣接する場所に移転することになりました。現在、保健福祉課と同じフロアで業務しているということで、連携もとれ、利用者にも職員にも便利だと思っておりましたが、何年か前から、今後さまざまな事業を展開するに当たり、社会福祉協議会のほうから広い事務所を探していたと産業厚生委員会で説明を受けました。しかし、町民にとって、また働く職員にとっても不便が残る移転であることは間違いないと思います。ですが、私は何度も社会福祉関係の内容の講習、研修等に出向いておりますが、その中である地域の社会福祉協議会が、役場庁舎内に事務所を構えていましたが、独立した団体という意識のもと、自分たちから事務所を別のところに構えて、いろいろな事業を展開しているお話をされたことがありまして、それが私の中で印象深く残っておりました。今回の話でそのお話を思い出し、平取町社会福祉協議会に期待する気持ちが大きく、町民にとって、今は移転についてはプラスになることと思っております。現在、国保病院の改築事業が進められていますが、その事業にあわせ、この機会に社会福祉協議会を含めた医療福祉の連携を強化するためには、医療福祉施設の集約が良いと思われませんが、どうお考えか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは松澤議員の質問にお答えしたいと思います。現在、国保病院の改築が進められております。その跡地を利用してということで検討しているところでございますが、平成27年の介護保険制度に伴いまして、国より地域包括ケアシステムの構築が求められているところであります。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に認知症高齢者の増加、また重度な要介護となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを人生最期まで続けられることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供されるものでありま

す。それも地域の自主性や主体性に基きまして、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要と考えているところでもあります。その一つといたしまして、高齢者の世帯の増加に伴いまして、居宅において生活することが不安である方に、地域で安心して健康で明るい生活ができるよう、住まいの確保を振内地区に、今年生活支援ハウスを整備したところでございます。本町地区におきましても32年に生活支援ハウスの整備を病院跡地に計画しているところでございます。このことから、このエリアを医療、介護、福祉として一体的な複合施設として集約し、また各関係機関と連携をとれるように整備を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

不便が残る移転ではありますが、将来的には、高齢者率の高い我が町にとっても大事な医療福祉関係の連携はとても大事なことと思いますので、ぜひ、社会福祉協議会を含めた集約化を見据えて進めていっていただきたいと思えます。病院跡地エリアを一体的な複合施設として整備を図っていくということですが、以前、公共施設の老朽化対策についての一般質問の中で、施設の複合化、公共施設等の機能の集約が重要な視点と認識している、役場庁舎の改築を考えたとき、ふれあいセンターに集約されている保健福祉、住民窓口、あと役場庁舎と公民館にあるほかの部門も同一の施設もしくは近隣に設置されることが利用者の利便性向上、職務の効率化につながることを認識しているということを、お話いただきました。そのことについて現在どのように進めているか、最後に副町長のお考えをいただきたいと思えます。

議長

副町長。

副町長

お答えを申し上げます。平取町の現状でございますけれども、地域の高齢化ですとか少子化、それから人口減少を前提としたまちづくりを考えるときに、それらに対応するさまざまな公共サービスを提供する上で、関連担当部署の連携、それから組織の連携等をより円滑にするということで、そのサービスの質的向上という視点からいわゆる物理的な公共施設の利用における効率化、利便性の向上、それから利用者のより使いやすいかたちについて検討することは、これは欠かせない重要な課題だというふうに思っております。先に保健福祉課長のほうから答弁もありましたけれども、平取町の地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、介護、福祉、それから介護予防、住環境の整備等、こういったものもあわせて平取らしい構築を図らなければならないと考えてございます。また、あわせて少子化に対応するような、子育てシステム、それに伴う医療、それから予防等の包括的なこともあわせて、介護予防等とあわせて、全体的な地域包括ケアシステムとして確立を図らなければならないのかなというふうに

考えてございます。また、こういった医療福祉分野のみならず、当町の高齢化、少子化、人口減少に対応する市街地のにぎわい感の喪失ですとか、それから空き家対策とかですね、そういったものも諸々、今後当町の重要な課題として取り組まなければならないというふうに思っています。そういったなかで、公共施設の統合化、複合化は、そういったことに伴う担当部署、組織の連携も含めて、どのようにしたらいいかというようなことも、考えることが重要だというふうに思っています。それで昨年度を初年度とする第6次の総合計画がスタートしたというところでございますけれども、諸々諸課題が山積するというなかで、可能な限りの財政推計を、財政見通しを立てたなかで、公共施設、役場庁舎をはじめとする公共施設の耐震化、老朽化、それに伴う更新を図っていかなければならないというふうに考えてございます。ある程度、この時期に関係担当集まって、6次計画の充実のための公共施設の再編ということを議論してまいりましたけれども、さらにより具体的な内容、それから時間的なスケジュール、ロードマップ等もさらに検討しながら構想素案を検討して、また議会の皆様方にもご相談しながら、また町民の各層からもいろんなアイデアをいただきながらより効率的、より費用対効果の高い公共施設の整備を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

ありがとうございます。集約化というのは医療、福祉も関係しますがその福祉に関することではほかの部署との関係も連携が必要だと思いますのでぜひ進めていっていただきたいと思います。あと今お考えになっている計画なんですけど、いつ頃までとお考えかちょっとわかっていればお答えいただきたいのですが。

議長

副町長。

副町長

まず役場庁舎の統合等でこの財源の確保というところでは基金の造成等も含めて今財政計画の中で検討するということになりますけれども、第6次の10か年の中では、今後財政見通しもなかなかこう不安定なところもございますので、そういったことを見据えて、さらに3か年等のローリングの中でより具体的なスケジュール等をお示ししたいというふうには考えてございます。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

次に、権利擁護支援体制について伺います。現在保健福祉課で平取町市民後見人養成研修カリキュラムを行っておりますが、私も参加しており、いろんな地域の方、権利擁護にかかわる仕事に就いている方の講演を聞く機会があります。

それ以前にも保健福祉課が開催するものにはなるべく足を運んでおりましたが、その中で、日常生活支援事業を通じてさまざまな実情が見えてくることが多いことがわかり、またこの日常生活支援事業の延長線上に後見人制度があるということを認識しました。平取町でも日常生活支援事業が行われておりますが、内容は日常生活の範囲に限られ、訪問介護の利用手続きの援助はできませんが、施設入所の援助はできず、預貯金通帳や不動産権利書の保管はできましても処分はできないなど、重大な行為はできないとなっております。支援を行っている上で、家族の方もしくは後見人でなければ支援できないことが出てくる人が多いと思います。それは日常生活支援から知ることが多いと思います。このようなことから、今後、後見制度の役割、大変重要になってくると思いますが、まず最初に成年後見制度による町の役割についてお伺いいたします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。今の議員の質問の中にございました、市民後見人の養成ということで、昨年、10月より受講し、3月で市民後見人20名が受講修了されることとなります。今質問に立った松澤議員をはじめ、千葉議員、四戸議員、井澤議員におきましては、受講いただきまして本当に厚くお礼申し上げるところでございます。今ご質問の町の役割、責任ということでございますが、成年後見人制度は判断力が十分でない方の日常生活における権利や金銭管理など、財産を守るための制度でございます。認知症高齢者や障害のある方が、適切な介護、福祉サービスを受け、住み慣れた住宅や施設で安心して暮らしていくための当然不可欠なものでございます。本町におきましては、成年後見制度に関する住民への普及啓発などを実施するとともに、家族、親戚による後見人等の申し立てが困難な方、今後増加するということを十分認識した上で権利擁護を推進しなければならないと考え、現在も老人福祉法に基づく市町村の町長申し立てで実施しているところでございます。また、市民後見人の推進にあたっては、家庭裁判所、関係団体と連携を図り、市民後見人の育成と活用に向けた取り組みを積極的に推進していくことが必要と考えております。29年においてもそのフォローアップ研修を実施したく、その予算を計上しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

現在は全国的に高齢者、認知症の方が多くなる一方で、専門後見人、職業後見人の数の割に制度を利用したい方の数が増えてきていると考えます。そこで、今までの平取町で後見を利用している方が何人いるのか、また今後どのくらいの見込みがあるのか、さらに管内での市民後見の取り組みがあれば教えていただきたいと思っております。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。現在までで、平成25年に1件、26年1件、27年1件という3件の申し立てがございます。この中でちょっと1名の方が亡くなりましたので、現在は2名の方が活用しているという状況でございます。それと今後の見込みということでございますが、実際調査はしておりません。ただ、介護施設や入院患者などの身寄りのない方もたくさんございますので、これからは増えるのではないかと考えられます。また、管内での取り組みということでありますが、新ひだか町が社会福祉協議会に委託し後見実施機関として設置しております。申し立ての件数はまだございませんが、相談件数におきましては25件ほどございます。以上です。

議長 松澤議員。

9番松澤議員 ありがとうございます。全道的にはどうですか。もしわかればでよろしいんですが教えていただきたいのですが。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。全道の市町村で実施、取り組んでいるところでございますが、57市町村がございます。その中で9割以上が社会福祉協議会に委託し、後見の実施機関として設置しているというところでございます。そのほかは、あとはNPO法人がそれを担っているというような状況でございます。以上です。

議長 松澤議員。

9番松澤議員 やはり法人後見として実施しているというところが多いということですね。今回、平取町市民後見人養成研修を受けている方たちは、市民後見人の仕組み、内容を勉強したいと考えている方が多く、勉強すればするほど個人で受けるのは大変責任が多く、できないと感じているのが実情です。しかしその勉強の中でですね、市民後見人を支える仕組み、実施機関がしっかり対応していけばその町の独自の方法があることもわかりました。1人の方に何人かサポートすることも可能であり、財産などは専門の方にお問い合わせする方法があるということです。平取町市民後見人養成研修は今月で終了となりますが、実施機関がまだ決まっていない状況です。以前の一般質問の中で法人は社会福祉協議会しかないということでしたが、実施機関は現在どのようなお考えでいるのかお聞きしたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。平取町において検討できる法人として社会福祉協議会が考えられます。これは家庭裁判所が、市民後見人を選任するには社会福祉協議会等が実施機関となり、フォローアップ体制が確立されていることが条件ということで、言われております。その実績といたしまして、認知症高齢者や障害のある方など判断能力が不十分なものが地域において自立生活を送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用の援助を行うという日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会が適当と考えるところでございます。このことから、人材確保など法人後見の実施機関の立ち上げの準備に向けた協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

答弁はいりませんが、家族がそばにいて相談できたり、面倒をみてもらえる人には必要のない制度なんです。これから先、権利擁護支援を必要としている方のために、実施機関の整備を進めていってほしいと願っております。次に、子育て世代包括支援センターの設置について伺います。国は、まち・ひと・しごと創生基本方針、地域子ども・子育て支援事業等において、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を平成32年度までに全国展開を目指していくとしています。子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要件は、1番、妊娠期から子育て期にわたるまで地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること。2番、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること。3番目に、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ、社会資源の開発等を行うこととなっております。妊婦期、出産直後、子育て期の各ステージを通じて地域の関係機関が連携して、切れ目ない支援を実施できるようにするもので、まわりに相談する人もなく、親類もいない人にとっても心強いこととなると思っております。高齢者が33%となった我が町ですが、支えてくれる若い人のために、子育てにやさしい町としてのこの制度は必要と考えますが、町の考えを伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、子育て包括支援センターにつきましては、議員の質問にもありましたが、国のほうで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で平

成32年までに地域の事情を踏まえながら、全国的に展開を目指すということになっております。この中で、地域のつながりの希薄化により妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっているなかで、妊娠期から子育て期までの支援は、医療機関と連携し、切れ目のない支援を実施することが重要ということになってきます。このために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う、子育て包括支援センターについては、既に、平成32年末までに設置、各市町村の努力義務として母子保健法に法定化されて、今後は各市町村で取り込まれるようなかたちになろうかと思っております。北海道では平成28年4月までで15市町村が取り組んでいるところでございます。体制づくりということになりますが、議員からも3要件がもうお話しされましたので、ここであえてお話しすることはないかと思っておりますが、現状でさまざまな機関が個々に行っている妊産婦から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援をすることであります。ワンストップ拠点におきましては、保健師、助産師、ソーシャルワーカー等の配置をして、きめ細やかな支援を行うことによる、地域における子育て世代の安心感を与えるところになります。さらに、妊婦が妊娠を1人で抱え込まず、必要な支援を求め相談することを促すことは、単に子育て支援の情報提供でなく、経済的な支援、里親の社会的な養護を幅広く相談対応可能な体制を充実するものでございます。このようなことから本町においても本年度より、子育て包括支援センター設置に向けた準備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。続きまして1番松原議員を指名します。松原議員。

1番

松原議員

1番松原です。先に通告しました町政執行方針での観光振興について2点お伺いいたします。1点目ですが、観光協会の法人化に向けた方針ですが、平取町は広大な自然環境やアイヌ文化を中心に、観光の資源の創出、確保、保護、人口にかかわることや、観光に振興にかかわる事業、企画、施設整備などを進めてきています。平成28年度4月から、観光商工が設置され、観光と商工の振興をさらに進める機構改革を実施されました。執行方針では、さらに、観光協会の法人化に向け、体制の強化を図りますとしていて、29年度においても同様に記載されていますが、これまでの法人に向けての協議内容や組織体系、地域の活性化や人材確保、財源についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長

観光商工課長。

観光商工

それでは松原議員の質問に対して説明させていただきます。昨年4月より、新

課長

たに観光商工課が設置されまして、またその課の中に観光協会の事務局を専門員として人員配置しながら、今、観光商工課長とまた観光推進係、また商工労働係、観光推進係兼商工労働係の現在5名体制であります。観光協会の組織運営につきましては、平成26年にまず検討プロジェクトチームを立ち上げまして、協議を進めながら平成27年11月にその組織体制が確定した後、解散しております。その後の引き継ぎにつきましては業務体制や行財政改革推進会議でまた継続して協議していくこととしておりました。平成27年度の観光協会理事会、また総会におきまして、組織体制の変更案等説明しておりますけれども、その中で、町との連携もまだ必要な部分があるということで、ゆくゆくは独立していくことに向かうが、すぐには町からの独立とはならない、という声と、軌道に乗るまでは町の中で検討しながら活動していくということでございました。本年度におきましても、担当レベルで理事者との協議を重ねておりますけれども、登録だけならすぐにできるという状態ではありますけれども、いきなりすぐの法人化はメリット、デメリットも含めまして、まだ精査をしなければならぬというようなところもありまして、もう少し協議検討しながら課題や問題を整理するということから始めていくこととしております。先に法人化した近隣の観光協会もありましたので、現在の各町の観光協会の現状についても調査したところでございます。また行政推進計画会議の中におきましては、時代に対応した組織機構の見直し、外郭団体の見直しの項目におきまして、引き続き、法人化の協議検討をしていく予定でありますけれども、現時点におきましては、平成32年までに協議準備をしながら、平成33年に実施するという方向にはなっておりますけれども、少しでも早く実現するように、取り組んでいきたいというふうに考えております。また、これは平取町観光協会の直接の事業ではありませんけれども、平成29年度より鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会の事業の中におきまして、広域交流圏DMO構築連携事業というものがあります。このDMOといいますのは、地域の稼ぐ力を引き出しまして、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役というものであります。これは平成30年までに日本版DMO候補法人としての登録に向けて、協議していくという予定であります。平取町の観光協会も、これに関係してきますので、これを起点としながら、これからどのようなかたちで実施していくかも検討していくというところで予定しております。以上でございます。

議長

松原議員。

1番

松原議員

はい、だいたい進めるのはなかなか法人化に向けては、難しいかなと思っておりますけれども、今地域でいろんな研修会等を開いておりますけれども、協会としてのつながりですとか、これからの観光協会での役割を地域との役割とは中心にどのようなことをこれから進めていくと思っておりますか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えします。今観光協会としては特に自治会や町を通じての連携というかたちでは直接あれしておりませんが、大きなイベントというかたちのなかで事業を行いながら、またそういった部分を通じてまた、町民とも触れ合ったり、町外からの交流人口も増やすような考え方を取りながら、活動していくというようなところでございます。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

それではですね、今観光協会では財源なんですけども、町のほうの補助とかやっていますけども、これ財源の中に観光協会では、個人会員だとか団体だとかっていうふうにそういうお金をいただいているんですけども、こういうのが将来的に法人化するときには、そういう財源も募集してやるのかどうか、そこら辺お伺いします。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

現在観光協会におきましては、団体会員 20 団体、個人会員 88 名というなかで、会費をいただきながら予算組みをしておりますけども、新たに独立して活動していくということになりますと、そういった町の連携から助成金を現在いただきながらやっておりますけれども、運営につきましては、観光協会の理事会や総会で諮りながら、当然その目的とかも活動内容も変わってくるというようなこともありますので、そういったなかで、どういったかたちで進めるのがベストなのかということ含めて協議して進んでいくということかたちになると思います。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

それでは次にですね、2 番目ですけども、観光業務のことについてお伺いしたいと思います。各観光商工課、産業課、アイヌ施策推進課が同じような事業やイベント、それぞれの部署が違うことから町民にはわかりにくい部分もあり、各事業内容、イベントの開催状況など、1 か所で把握し、情報の提供ができる専門の案内係が必要と考えております。この役割をですね、観光協会の業務に加えてはどうかと思っております。また、観光にかかわる事業や企画、宣伝、観光宣伝、観光客の受け入れ研修なども実施されておりますけども、若者や高齢者、地域協力隊や町民ガイドなど、研修を修了されている人たちの仕事としても見込まれるのではないかなと考えております。そういうことを思いますと

観光協会の法人化をですね、ぜひ進めるべきで、32年を目標にしてると言ってますけれども、できれば早く協議をしながら法人化に向けて進めていっていただきたいと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから申し上げたいと思いますけれども、これからはやはりどの町も、人口減少時代を迎えて、町の活性化を図るためには、移住定住対策とともに交流人口の拡大を図ることが大変重要というふうになっているところでございます。今後当町の観光振興については、観光協会の果たす役割が大変重要となっておりますので、その組織のあり方、あるいは運営について、調査検討しながら、人材の確保、あるいは財源的にも見通しを立てながら、法人化を目指し、体制強化を図りたいというふうに考えておりますし、また法人化によりまして、やはり町の総合的なマネジメントで稼ぐ町として、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、現在の観光協会としては、すずらんまつり、沙流川まつり、全道のPKグランプリの3大イベント、並びに各種のイベントの後援として活動してございます。観光協会としては、新たな観光産業の振興、あるいは平取産品の付加価値化、また町の総合的なマネジメントによる、各種観光客誘致事業の拡充だとか、あるいはイベント開催、物産PRの拡充などを期待をしているところでございまして、将来的には、本当に地域の稼ぐ力をふき出す観光地の経営の視点に立ったかたちのなかで、何とか法人化に向けて自立をしていきたいというふうに考えておりますし、また鶴川・沙流川のWAKUWAKU協議会でも29年と30年度に日本版のDMO構築に向けてやっておりますので、これらと連動しながら、考えていきたいというふうに考えます。いずれにしても、非常に地域が疲弊をしておりますし、本当に財源確保といってもなかなかそういった賛同を得られないというかたちのなかでは、大変厳しい状況にございますけれども、何とか少しでも自立に向けたそういう法人化を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

松原議員の質問は終了いたします。続きまして、7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。先に通告をしておりました、馬鼻肺炎ウイルスによる胎児流産発生牧場への見舞金等への支給についてということでお伺ひいたします。平取町の軽種馬牧場、JAびらとりの所属戸数は21戸となっておりますが、この軽種馬の生産牧場による軽種馬生産は大変、町にとっても重要な産業であると思っておりますけれども、先に、3月3日付けで平取町軽種馬振興会長から馬鼻肺炎ウイルスの感染による流産について、救済対応の要請書が町長あてに出ている

るということを確認しておりますが、どのような内容であるのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。3月3日付で軽種馬生産振興会のほうから、鼻肺炎流産見舞金給付金の新設の要請について、要請書が出されております。軽種馬産業が日高管内はもとより町内においても、大きな地域の地場産業であることは重々承知しているところでありますが、この鼻肺炎に関し、牧場経営にとって大きな被害を与える実態があるということで、それにつきまして、浦河町の例をとりながら、見舞金として流産発生馬に対する種付け料金額の半額助成など何らかの制度を新設していただきたいという要請が出ております。以上であります。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

馬鼻肺炎ウイルスは略称でE R Vというふうに呼ぶようではございますけれども、1967年、今から50年前に輸入馬から国内に感染が広まったということで今から50年前ですが、全国で100頭の流産が発生したという、この50年の歴史がありまして、そのあと非常にはやったり、少なくなったりということがありますけど、毎年日高管内ではどこかの牧場に出ているというような状況だということで、私は議会の軽種馬産業活性化議員連盟の副会長を務めさせていただいておりますが、日高の議会の連盟の研修会の中でも、昨年、このE R Vの発生の研修会がありまして、参加いたしましたという経過がありますが、平取町のE R Vの発生牧場は、今年2月に発生したと聞いてますけれども、どのような状況、牧場数だとか頭数についてはどのような状況なのか、また、これは馬ですから農用馬にも感染するということがありますので、発生の状況と、また防疫対策はどのように行われているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、1967年に100頭、輸入馬から発生し、それ以降、20頭から50頭ぐらい、全国で発生しているというのが現状だというふうに私どもも聞いております。2月の中旬に、町内においては2頭発生をしました。発生場所につきましては、風評被害の影響等から牧場名などの公表はされておられません。これはどこの地域でも同じような扱いというふうに聞いております。町としての対応といたしましては、平取町家畜自衛防疫組合として、農用馬を含む牧場に対しまして、妊娠馬の隔離や、消石灰の散布、ワクチン接種など、感染防止対策について、徹底をしているところであります。2度の発生になっておりますので、2度にわたり、これらの指導をしているところであります。また軽種馬

生産振興会としても、消石灰の配付などを行っているというふうに聞いております。ここ数年の記録では、3年前にも、2頭の発生があったというふうに記録が残っております。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

このERVは厩舎内はもとより、隣接牧場との牧柵を介して馬が接触すると感染するという、非常に感染力の強いことでもありますし、また、流産発生した馬についても、隔離するという場合に、親厩舎に隔離する場所が見つからないとき育成舎に隔離しても育成舎に感染して、それがのちのちやはり同じ病気を発生するということにつながるというふうに聞いておりますけれども、そういうことで、馬の隔離については大変難しい状況があるといえますけれども、その辺のことの、先ほどの衛生的なというものは町としてはされておったのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

はい、発生牧場におきましては、家畜保健衛生所が直に入りまして、その辺の防疫体制について直に指導しておりますので、発生した牧場については、道の家畜保健衛生所が対応しております。それらの農家に対しましては、ポニーを含めて、農用馬を飼っているところに対し、町の家畜自衛防疫組合として一般的なことでありますけれども、消石灰の散布等々、ワクチンの接種なんかについて、指導しているところであります。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

このERVは不活性化ワクチンの有効性が50%、それも複数回どころか、2か月ごとにワクチン接種をしなきゃいけないというようなことがありますけれども、ワクチン接種を含めて、何か、有効な対策は考えられているのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

予防接種については現在のところ不活化ワクチンが主流であります。ただ本年度、平成29年度から生ワクチンが導入されるというふうには聞いております。不活化に比べると生ワクチンのほうが効果があるというふうに聞いておりますけれども、実態につきましては、本年度からでありますから、若干、まだこれからどのようなかたちになるかわからないところであります。不活化のワクチン、平成28年度において平取町では約485回、1頭につき3回接種をしております。費用は1回当たりにつきまして補助を入れて4100円ということにな

りますが、4回目以降は非補助ということになりますので、7400円の負担というようなかたちになっております。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

ERVの感染による流産が怖いのが妊娠馬が分娩直前に流産するという状況で起こりますので、牧場にとっても、楽しみにした分娩間際のところなので、とてもショックが大きいということがあります。そして、そこで流産が起こると、その後、また繁殖の時期で妊娠することがこの流産によって不妊になるというようなことはないようなことで聞いてますけども、今年1シーズンで起きますと翌年売る馬がいなくなるということで、その流産した年度でのショックもありますし、翌年度売る馬がないということで、二重の精神的な経済的な被害が起こるということが大変厳しい、このERVの伝染による流産の状況じゃないかと思えます。先ほど崎廣課長のほうからの回答で、浦河町において28年度に遡って1頭当たり10万円の見舞金を出すことが議決されているということがありますけども、日高管内または他の自治体でそのような取り組みはされているのでしょうか。お伺いします。

議長

産業課長。

産業課長

まず浦河町の取り組みについてでありますけども、2月の11日、日高報知新聞で報道されました。浦河町に確認しましたところ、町独自の応援支援策として、ERVによる流産1頭につき10万円の見舞金を支給するというものがあります。平成29年度予算に15頭分150万円を計上したところ、事前の常任委員会の中の議論で、平成28年からの適用が求められ、一部方針を変更したというふうに聞いております。この見舞金につきましては、G1レースなどの優勝馬生産者からの寄付金による軽種馬振興基金を活用しての事業展開と聞いております。純然たる町単独の事業というふうにはなっておりません。管内の取り組みといたしましては、新ひだか町をはじめ日高町、新冠町においては、他の家畜伝染病被害との関係で現在慎重に扱っているというふうには聞いております。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

浦河町では実際に町独自の財源ではないと今のご説明にありましたけども、1頭当たりの10万円の見舞金についても、平取町で何か財源を求めて検討していただきたいと思えますが、軽種馬振興会長の要請にあるように、種付け料の半額程度の助成など、検討していただきたいという要請がありますけども、そのことについては、どのような検討が可能でしょうか。お伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

ただいまいろいろ述べましたとおり、管内の取り組み等々もいろいろありますし、浦河の取り組みとしても、純然たる町単独ではなく、寄付金による軽種馬振興基金を活用してというふうに聞いております。これらの情勢から総合的に勘案しながら、びらとり農協や、地元団体であります平取町軽種馬生産振興会など関係機関と協議を行い、また、ほかの家畜伝染病対策との関係も考慮し、さらに軽種馬関係団体でありますHBA、日高軽種馬農業協同組合、JBBA公益社団法人日本軽種馬協会などの動向も注視をしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

今回発生しました1牧場では要するに、繋養頭数のなかでの妊娠馬が6頭の中で2頭の流産が起きているというふうに伝え聞いていますけれども、そのような大規模であっても小規模であっても、種付け料でいけば数十万から数百万という種付け料が、町内の軽種馬生産牧場、繁殖馬について、普通のことかと思えますけれども、小さな牧場ほどその1頭発生してもその経済的影響は大きいと思えますが、軽種馬牧場がだんだんこう、経営難やいろんな状況から減っている状況ですので、今、回答みましているところと対応してということがありますけれども、町の軽種馬産業を守るって意味で、さらに一步踏み込んだ対応をしていただきたいと思えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

種付け料の高額な部分等々については了解をしております。ERVによる流産は先ほど言いましたとおり、共済保険の対象になっておりませんので、お金が出ないというのも承知をしております。ただ種付けの契約の仕方が種々あるようには聞いております。生まれていくらというやり方ですとか、生まれなければ、またもう一度種付けができるですとか、いろいろな契約の仕方があるというふうに聞いておりますので、それらのことも、研究をさせていただきながら、関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

井澤議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は10時35分といたします。

(休憩 午前10時22分)

(再 開 午前10時35分)

議長

再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。6番高山議員を指名します。高山議員。

6番
高山議員

6番高山でございます。先に通告してあります、この4月から新しい事業としてはじまります平取町在宅障がい者移送支援ガイドヘルプサービス事業と、それから同じく、平取町社会福祉バス運行事業の内容等についてそれぞれご質問をしたいというふうに考えております。まず、これは両方とも新しい事業ということで、最初の在宅障がい者移送支援ガイドヘルプサービス事業につきましては、日常生活及び社会生活の利便性を図るために対象者がそれぞれ障がいを持った方というようなことに、大変そういった意味では障がい者にやさしい事業ということになりますので、まずこの障がい者移送支援ガイドヘルプサービスについてそれぞれお聞きをしていきたいというふうに思っています。この中身につきましては、それぞれ住民票に記載されているものであってということで、障がいを持っている方もしくは一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者ということに該当していますけれども、ただし書きのところに病院または障がい者支援施設等へ入所しているものは除くというふうに書いてありますけれども、当然この事業の名前がですね、在宅障がい者の移送支援ガイドヘルプサービスということでございますので、当然にして抜くというふうなかたちで整理をされているのかなというふうには思いますけれども、ただ、この内容につきましては初めての試みのためということで試行期間を設けるということになっていますので、私はここで一つそれぞれお願いといいますか、ありますのはですね、病院に入っている方については除くという、もちろん在宅だからということで、整理をされているのかどうかわかりませんが、もし病院に入っている方ですね、この対象に該当する人が病院の先生の許可によって、例えば外出をするとき、中にはですね、例えば、誰かの法事だとかいろいろなかたちのなかで行くということになればですね、病院、まあ施設入所はまたちょっと、それぞれの施設の中でそういうこともありますけれども、こと病院に入っている方については、在宅障がい者事業だということのなかで除くのか、これ病院についてのですね、該当その辺を考えられないのかどうかということをまず1点、なぜ外したのかということも1点ですね、まずお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず1点目の平取町在宅障がい者移送支援ガイドヘルプサービス事業であります。これは議員申されましたとおり平成29年できれば4月早い時期に実施したいと考えております。そしてこの事業の目的でございま

すが、障がい者で一般公共交通機関の利用できない方や、家庭において自家用車等で送迎することが困難な場合に移送車両による移送とその移送にかかる介助サービス、ガイドヘルプサービスを実施するということが日常生活の利便を図る目的で実施を行うということになります。そのなかで対象者であります方が平取町の住民である方、それと一般公共交通機関を利用することができない、困難な障がいのある方ということになります。そして3障害ということで、考えております。それで介護施設等は当然入所して施設のほうでその送り迎えというのはすると思いますが、ただ病院におきましては、基本的には、在宅ということもありまして、今のところは考えておりません。それで実際スタートをしてみないと何とも言えませんが、6か月間ですね、試行をみながらもし問題、また要望等がいろいろあれば、当然そのなかで改善していくということで考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それで今の回答の中では、病院についてはそういった該当者であつて、足がないというようなことのなかでということになれば、試行期間の中でもですね、一応、再度検討していただくということの理解でよろしいのか、私はそういった意味では試行期間で最終的に6か月やって、利用実績がないからというようなことで整理をするのではなくて、最初からですね、やはり門戸を開いたなかで病院にいる障がい者、もしくは足のない該当するものについて、こういうかたちのもののなかで利用できるというような道は、実績からのものではなくて試行ではなくて、最初から名前が在宅ということで限定されてるからということをおっしゃれば、それまででございますけれども、試行期間終わったなかで、それぞれのなかで整理がされるという、再度検討していただけるという理解でよろしいのか、その辺を伺いたいと思ひます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。議員のおっしゃられましたまずその利用実績がないからだとかそういうことでは考えておりません。まずその試行期間で、本当に初めてのスタートなんで、どういふかたちで問題があるのか、その辺がまだちょっと見えてないような状況もございますので、それはそのなかで十分検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

その辺はですね、病院にいる方も、そういった該当される方ということであれば、この事業の名前に限らず、なんとか検討していただければなというふう

に考えているところでございます。もう一つはですね、この中身を見ていくとサービスの中の5番目にありますけれども、移送用車両による利用日時は、月曜日から金曜日までということの9時から4時まで。で時間は、一定程度、おおむね了解できるんですけれども、このサービスはですね、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出にも使えるという、非常に、そういった意味では障がい者にとって、これは本当に、そういった意味では画期的な事業かなと思うんですけれども、これはどうなんでしょうかね。例えば、土曜日、日曜日は休日は利用はできませんというのは、いかにもそのお役所が考えるような内容であって、こういった余暇活動をやる時にですね、土曜、日曜って意外といろんな事業が展開されるということになるときに、障がいを持っての方がそういったものに出るといったときに、土曜、日曜、休日は休むというのはですね、これ見ると、社会福祉協議会に、民間団体ですけれども、公共的な性格を持った民間団体ではありますけれども、この辺いかにもどうなんでしょうかね、お役所的な考え方の中での、利用日の想定ということになりますけれども、その辺は土曜、日曜、休日がなぜお休みになるのか、利用から考えると、そういった余暇活動という観点からいくと土曜、日曜、休日って意外と多くなる。障がい者の方はそういったものにですね、社会参加、見に行くとかいろいろなかたちで参加するということになるんですけれども、この土曜、日曜、休日を利用休業日にするという考え方について、一つお聞かせをいただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。この件につきましてはですね、常任委員会のほうでもいろんな質問がございました。その中で、特に土日等の行事等もいろいろあるので、その辺はどうかということで質問もございましたが、基本的にですね、今のところは月曜日から金曜日までの時間でとりあえずは実施していただいて、それも先ほど言いましたとおり試行期間で例えばそういうイベント等もどのくらいあるのか、その辺も含めながら、そしてどれだけ参加できるのかということも含めましてその辺も十分検討しながら考えていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

高山議員。

6番
高山議員

やはりそういった意味ではですね、事業実施は町なんですけれども、事業については、地域福祉を推進する公共的な組織ということで、公共ではないですけれども、公共的な性格を持った社会福祉協議会にする、町の直営でやるわけではないということがあればですね、もうちょっとその辺ですね、土曜、日曜、休日に余暇活動に参加することってやっぱり多いんじゃないですか。その辺も

ですね、なぜ社協もお役所に準ずるような考え方で仕事をしてるのかどうかわかりませんが、その辺はやはり土曜、日曜、休日についても、やはり事業を実施していくというような、そういうような、それは誰の目線かといえば、利用する障がい者等の目線で考えたときに、本当にお役所と同じように、例えばこれから出てくる福祉バスについてもそうですけれども福祉バスはセンターにもよる、温泉にもよるという事業ですから、センターによればいろんな手続きができる、それは土日休むことについては、一定程度考え方としては整理ができるのかなと思うんですけれども、こういう余暇活動もいいよなんていうことを言っている割には、土曜、日曜、休日をね、走らないということ、利用できないということ自体がやはり問題でないかなと思うので、この辺もですね、再度試行期間の中で、検討していただければというふうに思いますがその辺も一度伺いをしておきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。その辺ですね、本当に試行期間において十分検討させていただきますので、ご理解願いたいと思います。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それは了解しました。ただですね、試行期間の中で、再度検討するということが、先ほど言いましたけれども、試行期間の中で利用実績がないからやっぱりいいんだというような考え方の整理の仕方はですね、極力やっぱり利用者本位の目線で、試行期間の中で検討していただければというふうに思いますので、いや実績がないからやっぱり土曜、日曜、休日はいいんだという、そういう考え方でない検討をひとつお願いをしたいなというふうに思っております。次に平取町社会福祉バス運行事業の概要についてということで、これについてもですね、公共交通機関の空白地域の65歳以上と障がい者の人方の外出の支援を行うということになっていきますけれども、この中で一つ大変気になる内容があります。それは先ほど町税の両方にですね、影響してるんですけれども、ただし書きのところに小さい字で、町税等の滞納があり、制限措置を講じているものを除くというようなことございますけれども、このことについてはですね、平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の中の第2条の中に適用範囲ってございます。適用範囲の中に別表に定めるということが書いてありますけれども、たしかこれ別表がですね、それぞれなかったものでちょっとあれなんですけれども、46項目の中にですね、4項目程度、福祉の事業について、それぞれ制約がするよということが書いてありますけれども、この事業と、それからさっきのガイド移送ヘルプサービスの事業が制限措置に関する条例の別表の何に該当するのか、まずお聞かせいただければと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。まず、滞納に関する制限措置の条例でありますけど、基本的には、適用範囲の第2条に別表に定める契約行為、それから許認可、それと福祉サービス等ということであります。その福祉サービス等に今回は該当させて実施していきたいと考えております。

議長 高山議員。

6番高山議員 今担当課長言ってるのはあれですよ、適用範囲、滞納に対する制限措置に関する条例の第2条に適用範囲ってありますけれども、別表に定める契約行為、許認可、福祉サービス等ということについて規定しているということになるけれども、ですから私は聞いたのは別表に定める福祉サービスのどこに該当するのかということを知っているんですけども、もし、これ所管するのが税務課であれば税務課長のところの答弁もちょっとお聞きしたいんですけども。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。まずその別表に定める契約行為ということになります。その中にはこの今現在の福祉バス、またガイドヘルプについては載っておりませんが福祉サービス等ということの中の範囲に該当させまして、今回実施する予定をしております。

議長 高山議員。

6番高山議員 大変しつこいようで申しわけないんですけども、この制限措置に関する条例、先ほど言いましたように、別表に定めるというのが前提条件ですよ。その中の契約行為、許認可、福祉サービス等って書いてあって、ここに46項目の内容が書いてありますよね。このガイドヘルプサービス事業と福祉バスはこの制約をするという条例の別表の中の何に該当するんだということを知っているわけで、福祉サービスにっていうのは全部の福祉サービスにするということではないんで、この別表に定めるというこの46項目の中の確か4項目ぐらいはこれ福祉の関係なんですけれども、これのどこに該当するから制限をするということになるのか、ないけれども、これから条例を直すということなのか、その辺をですね、お聞かせいただければと思いますけれども。

議長 税務課長。

税務課長 この事業につきましては新規事業ということですので、これから追加して定めるといことになりますので別表に追加するといことので現在は載せてごさいません。

議長 高山議員。

6 番
高山議員 いやそしたら今お話のあったように、別表の中には追加をするといことので、入れていく。これ 29 番から 32 番までですか、それぞれ、福祉の事業書いてありますように、今担当の税務課長言ったように、29 の中には子育て支援医療費還元事業これは該当しないですよね。高齢者軽度生活援助事業、これは平取町にはないですよね、事業つくってないですよね。そして、介護予防生活、それから家族介護医療事業といことので、この中で該当はないんですけれども、今、税務課長言ってるように、これは早い段階で別表に入れるといことのとらえ方でいいのかどうかといことをもう一度別表に追加するとい考え方なのかお知らせいただければ。

議長 税務課長。

税務課長 早い段階で追加していくといことのでご理解をお願いしたいと思います。

議長 高山議員。

6 番
高山議員 私は言ってるのはですね、この制限措置に関する条例の中にはない、該当しない。で、基本的には、これから別表に、条例の別表に追加する。ただですね、どうなんですかね、私は考えていきたいと思ってるのはですね、例えばこういう簡易な福祉サービス、この制約をする別表については、それぞれの個人に資金に関することだとか補助金に関することだとか、いろんなそのどちらかといこと、個人のですね、滞納している方々が、さらに、滞納している方に、個人のそういった利益になるったら言い方ちょっとおかしいですけど資金だとか何だとかっていうものは制約するといことには書いてありますけれども、どうなんですかね。例えば、滞納があってこういう事業に該当する人がいて、税金があるからといってこういう簡易な福祉のサービスまでをこの制限をするといこととはどうなのかなって私非常に疑問に思うんですけど、その辺はどうですか、そういった意味では福祉サービスっていうのはですね、なるべく制限を、滞納があるからといっていろんな事情がある方がいらっしゃいます。なるべく制限しないといことが私はやさしい行政かなと思うんですけどその辺についてもう 1 回伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず滞納の関係になりますが、基本的に条例の第5条に基づいて納付が著しく誠実に欠く者に対して福祉サービスの制限をするということになっております。その制限、福祉サービスだからということではなくて、基本的には全てが良くなればということにはならないと思いますし、そうしたらその制限をどこで設けるかっていうことも、非常に難しくなると考えますので、基本的にはこの条例に沿ったなかでの措置で講じて進めてまいりたいと考えております。それと該当になる方は、基本的には滞納の誓約書を書いて、分納なり何なりという計画のなかで進めていただければ、それでいいのかなと、そのように考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

そういった意味では、この制限するということの別表の中にですね、今もうできてからそれはもうしょうないんですけども、この中の福祉の関係見ると、介護予防生活支援事業に関する、まあお金のことばかりでなくて、滞納している、こういう制限してる人については、その予防事業も受けられないのかってというようなこともやはりつながっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺ですね、やはりそういった意味では、あまり福祉のことで、まあ個人にお金がたくさん行くってというようなものは滞納との整合性はどうもあわないということになりますけれども、それ以外のものについてはやっぱり福祉の中では政策としてはですね、やはり少し制約をしすぎるかなというところもないわけではないんですけども、一つ教えていただきたいんですけどもこれ別表の条例の別表に追加するというのはどういう手続きでやればよろしいのか、やるのかちょっと教えていただきたいと思います。

議長

税務課長。

税務課長

この条例なんですけれども、平成21年に制定されまして、その別表もそのときそのまま、要するに整理がされてないという状況であります。それで今回の新たに追加するに当たってその辺の整理も含めてやっていきたいと思っておりますし、常任委員会等に提出して協議をしていきたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

議長

高山議員。

6番
高山議員

今担当課長からお話ありましたけれども、この別表さわるのは基本的には条例と同じように提案してどうのこうのという内容ではなくて、整理を見直しをして、委員会等で了解を得ればそれで別表に追加できるっていうとらえ方でよろ

しいんですか。

議長 税務課長。

税務課長 そういう考え方でよろしいかというふうに思います。

議長 高山議員。

6番
高山議員 それではこの事業についてはですね、カッコにも書いてありましたけれども、4月からということになりますけれども、そこに書いてありますように、少し、事業のPR周知だとか、登録手続きだとかっていろいろなことがありますので、そういった意味では若干4月ということではなくて、もちろんまだ処置をしていないということで、しかも、別表の中にこの制限措置を講じる内容のものも入っていないということで、遅れるのかなというふうには考えておりますけれども、福祉バスの運行事業の概要見ますとですね、事業の実施は町が事業主体ということになっていきますけれども、これはどうなんですか。これ、委託は、社会福祉協議会にするということになってるんですけども、その事業を委託するときに、民間事業者ということの内容等について、選択なり検討したことということはないのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 お答えいたします。基本的には、町が実施主体でやるということで、そして社会福祉協議会に委託するというところで進んでいるところでございます。

議長 高山議員。

6番
高山議員 社会福祉協議会に委託したということは、今ここに書いてありますからわかるんですけども、民間の選択肢はなかったのかということをもう一度お聞きしたいんですけど。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 そういう選択肢はございませんでした。

議長 高山議員。

6番
高山議員 選択肢がないというのは検討した結果だめで社協にいったということなのか、事業そのものに民間事業者に委託することは適当でないということなのかその

辺はどちらなんですか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にですね、今回は社会福祉バスの運行ということで、目的にもござい
ますが、とりあえず、高齢者なり障がい者というなかで交通空白を埋めるような
ところだとかそういうところを今回実施するということになるので、基本的には、一番社会福祉協議会が良いということのなかで事業は進めていきました。

議長 高山議員。

6番高山議員 私の聞いているのは、社会福祉協議会にしたというのはここに書いてあるからわ
かるんですけども、検討の中で、民間事業、今はもういろんなかたちでそう
ですよ。交通でも何でもそうですけれども、なるべく民間事業者を使いなさ
いということがあるんですけども、そういう決まったことではなくて、決め
る前の段階で民間の事業者も選択肢のうちの一つに入っていて、結局は社協に
なったのかというその選択肢の中には、民間事業者というのは入っていないの
かどうかというのを、再度お聞きしたいと思いますけれども。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 民間事業者が入るか否かは基本的に民間事業者でいきますと当然デマンドバス
なりそういう事業をしていただいております。そういうことも含めたなかでは
最初に入っておりましたけど、でも実際やはり、この事業としての社会福祉バ
スの運行ということであれば、社会福祉協議会が一番適当であるということの
なかで事業は進めてきているところであります。

議長 高山議員。

6番高山議員 今のお話しでいくと、民間事業者にもそういった選択肢はあったと。あったけ
れども、基本的には、今ここに担当課長がお話ししてるように、いろんな検討
のなかで、地域の福祉を推進するという観点のなかで、社会福祉協議会にやっ
たということで、当初から社会福祉協議会ありきではなくて、民間事業者もこ
の中に入る、そういった意味では、資格等もあるということのなかで検討され
たけれどもということの内容で再度しつこいですが確認してよろしいです
か。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 そのとおりでよろしいかと思えます。

議長 高山議員。

6番高山議員 それでは社会福祉協議会でやるということで、ここにも書いてありますけれども、今、世の中がですね、民間事業者も活用しなさいということにもなるんですけど、まあ社協を選んだということなんですけれども、この社会福祉協議会でやるんですけれども、事業費のところの定期バスについて、1台、社会福祉協議会が400万のワゴン車を買って、町へ移管するって書いてあるんですけれども、これは、この考え方っていうか、こういう私はですね、福祉協議会って町から補助金もらってます。少なくない額をもらっている。そういったところがですね、社会福祉協議会に町が事業主体なら町で買えばいいじゃないですかという、私は観点に立つんですけれども、なぜ社会福祉協議会が400万のお金を使ってバスを買って町へ移管して事業やらなきゃいけないのか、その辺の理由をですね、一つ説明お願いしたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。もともと社会福祉協議会として移動支援についてはいつかやるということのなかでそれは積み立ててきたところでございます。そして今回は町が運行主体ということで、社会福祉協議会に委託し、車両は社会福祉協議会が購入し、無償で福祉運送を行う予定でございました。そういうなかで、道路運送法により運行主体が市町村であれば無償で実施するということではありますが、車両が事業主体の名義でなければ、有償ということになってしまうということのなかで、今回は名義を社協から町に変更して実施するということでも考えました。そのなかで社会福祉協議会が車両を購入して町に寄付するのはどうかということではありますが、名義は町に変更しますが、実際は社会福祉協議会が運行計画また車両管理も含めて、実施するということになり、運行にかかる実費経費等を町が負担するということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

議長 高山議員。

6番高山議員 今の問題はまたちょっとあとで整理をしたいと思えますけれども、ところで、町から29年度ベースでもいいんですけれども、29年は360万ぐらい、今回の委託とそれからガイドヘルプサービス事業で、60何万出てますけれども、実際的に、社会福祉協議会に町からどれほどの補助金をしているのかまず伺いたいと思えますけど。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、町で社会福祉協議会に補助金を出してるのは、基本には人件費、そして今回は福祉バスありますので、プラス300万とまたガイドヘルプの分ですね60数万というお金を補助しているところであります。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それはわかりますけど金額はいくらぐらいですか、通常社会福祉協議会に出している補助金、今回の360万は、先ほど僕が言いましたようにわかりますけれども、通常の人件費だとかその他のいろんな経費の中で、総体として社会福祉協議会においくら委託をしているのか補助金出してるのか、それを教えていただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今資料手元にはないんですが、人件費で約1200万程度、プラスこの委託料ということになるかと思えます。それと、あと事業団のほうもありますが、事業団の分も人件費的なものを3分の2ですか、補助してるような状況でございます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

私がちょっと腑に落ちないは、社協に町からも相当寄付をしている。そのほかにも、民間の個人の方だとか法人の方々が賛助会費として出している。居宅からもあがってくるお金もちろんです。そういったお金を入れるとですね、大変そういった意味では個人からも法人からも、町からも補助をいただいているというのが社協の運営の実態です。その中でなぜ事業主体が町なのに社協が400万ものバスを買うということは、しかもそれを町に移管するということ、それを例えば社協の上部団体に確認すればきつともって、社協としてはそういうかたちでバスを買うのは問題ないって言うのかもしれないけれども、どうでしょうかね、町だとか個人、私も会費を払ってますけれども、会費を払ってるものの社協の運営にそれぞれ寄与しているのに、400万も町からお金ももらってるものが、400万もバス買うために町へ寄付するって、この辺がちょっとよくわからないんですけども、この辺の考え方はそれは社協の考え方だっということになるんですか。

議長

町長。

町長 それでは私のほうからご答弁申し上げますが、当初から町が運行主体となりまして社協のほうに委託をし、車両は社協が購入しながら、無償で実施する予定でございましたけれども、これらの関係については運輸局との協議の中で道路運送法上の制約があるということで無償の場合については、運行主体の名義でなければならないということで、変則ではございますけれども、名義を変更するという、手続上のことでございます。社協としても従前からお年寄り等が住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうためには足の確保を図るため社協が移送サービスの必要性というものを感じ取りながら基金に積み立てしていたものでございまして、そういった意味で、その独自性を尊重したものであり、大局的にご理解を願いたいというふうに考えてございます。

議長 高山議員。

6番
高山議員 そういった意味では道路運送法云々というのについてはまた後ほど確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、前に産業厚生常任委員会の際に担当課長なり主幹の話の中から、実は社会福祉法の改正に伴って剰余金については1万円以内にしなきゃならない。だから400万のバスを買って、残った多分社協としては800万か900万ぐらいの基本的には剰余金持ってるはずですけども、400万を買って、あとの残りは例えばそれぞれ運転資金、町の補助が出るまでの間の運転資金にするというようなことが1万円以内でしなきゃならないから400万のバスを買いましたということ、当時説明していたけれども、そういう内容ではないんですか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 お答えいたします。基本的にはそういう内容のなかで説明したちょっと私記憶ないところであります。基本的に社会福祉法人の制度改正が発端となって多額の内部保留は控えなさいよということのなかで、話はしたとは思いますが、基本的にはまずこの事業に関しましては、社会福祉協議会のほうで、まず移動支援を実施したいということで前々からちらっと話はございました。そのなかでちょうど本年度、こういうガイドヘルプサービスもするというもののなかで、それではそしたら一緒にやりますかっていうもののなかで、事業を進めたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 高山議員。

6番
高山議員 今回、今回というかずっと一連のですね、社会福祉法の改正について特に剰余金を残すのは適当でないということについては、法人税の改革についてという

ことで、例えば民間事業者との競合が多くなってきているというなかです
ね、例えば社会福祉法人であれば通所だとか訪問だとか特養だとかって
いうことが、非課税だと。営利法人は本則税率、認可保育所だとか幼稚園だ
とかも非課税と民間のほうは本則税率。こういうなかたちで、そういった
意味ではですね、経営形態間での課税の公平性をやはりきちっとしよう
ということで、内部留保金の透明性ということがうたわれている。僕は
産業のときに聞いたのはちょっと間違えなのかどうかわかりませんが、
剰余金を1万円にしないという話を聞いたような気がしましたが、これ
お金残っても何も関係なくですね、毎年6月30日までに社会福祉充
実計画というもの、これは再投下計画ということで、なるべく地域支
援事業に使いなさいということになっている、そういった内容のもの
ではありませんけれども。ですから、慌てて駆け込みで400万を
買う必要はない。今担当課長ではそういった覚えはないということ
ですけれども、そんなようなことで、社会福祉法人の改正に伴って
社協として飛び込みです、400万のワゴン車を買うということにな
ったのかどうか、その辺はどのように理解してますか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。基本的に社会福祉法人の制度改正に伴って、今回その社会福祉バスの購入というなかで駆け込みでそれをやったということではございません。たまたま先ほどから申してるとおり、事業をしたいということのなかで今年度たまたま、お話があったなかで、両方一致したというところありますので、ご理解願いたいと思います。

議長 高山議員。

6番 高山議員 今のお話でそれぞれなんですけれども、そういった意味ではですね、余ったお金を社会充実、例えば社会福祉充実残額の、これはきつともって、毎年基本的には報告しなきゃならない、6月30日まで。でも基本的には一定程度福祉会みたいところは、例えば1億近い例えばそういったお金を持っていても、建物があったりなんだから減価償却なるから特に問題ないということになるけれども、そういったお金は本来は修繕だとかそういったものに使えばいいんじゃないかって。例えば私が担当だったらですね、例えばこの間の社協で400万のバス買うのであれば、この間の500万で直す日高西部生活センターのそういったものに一般財源にプラスして400万をプラスしてトイレをつけた、利便性も図るっていうような使い方をする方がいいのかなっていうふうには思いますけれども、社協がいいからといってバス買ったけれども、町の担当として指導していく担当としてこういう社協のお金の使い方に指導はしないのかっていうところはどうでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず社協の移転に伴いまして日高西部生活センターですか、の改修ということではありますが、そちらは、基本的には公共施設というなかでうちのほうで改修をしたという状況でございます。それと先ほどから福祉充実残額ということで、制度改正に伴って、本当に内部保留踏まえて、毎年会計において財産から事業継続に必要な最低限の財産を引いた額を使って、残りはもし1万円超えるのであれば、またその計画を立てなさいよということになっております。そしてそれが基本的には決められた、要するに計画、目標を持ったなかで進めていくということを、ぜひうちのほうでもそれは確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

高山議員。

6番
高山議員

そういった意味では、日高西部生活センターのそれぞれ自分たちの事務所を直すことについては関係はないんであれですけども、ただ社協のお金の使い方、補助金を出している、大口の補助金を出してる町としてそういうバスを買って町に移管するというのが、指導としてそういうことがないのかということなんです。町の担当、社協はいいっていうかもしれないけれども、町の担当で、僕が賛助会員になっているけれども、そういうお金の使い方をするんだったら、いやいやお金寄付するのも会費をだすのもやっぱり適当でないねということになるんじゃないですか。例えば社協がいいということが言ったとしても、社協の使い方をやっぱり指導する立場にあるのが担当課だと思いますし、なお先ほど言ってるように、1万円という話は何もないですから。10万までだったら、基本的には充実計画立てなくていい。なぜかしたら計画作るのに10万以上かかるから10万以下は出さなくていいということになっている。それはいいんですけども、そういう社協の指導、補助金出している担当課としてお金出してるのに400万バス買ってもらって、そういう使い方っていうのは適当なのかどうかということだけをちょっとお聞かせいただければと思います。

議長

副町長。

副町長

ちょっと私のほうからご答弁申し上げたいと思ひます。今回のこの福祉バスの購入については先ほど課長からも答弁ありましたけれども、当初こういった交通弱者の足の確保という見地から、当町としてもいろいろデマンドバスとかそのような取り組みをしておりますけども、なかなか子細にわたった細かいサービスができないということもあってですね、実は、公共交通会議の中でも、福祉的な視点での足の確保を行うべきだということもありまして、以前から社会

福祉協議会等を中心にお話しさせていただいたということもございまして、今回いろいろ制度的に拙速なところも正直あるというような感じはいたしておりますけれども、何とか新年度からこういったサービスに踏み切りたいということでございまして、その手法としていろいろ基本的には社会福祉協議会の事業主体でやるのが非常に望ましいかたちかなというようなことと思っておりまして、なかなか道路交通法とかそういった意味での制約が出てきたということで、やむなくということでもないんですけれども、そのバスの用意とかです、そういったものを平取町が事業主体でやらなきゃならないということもございまして、当初、社協でやるということでのバスの用意というようなことでもございまして、非常にちょっといついかににはなりましたけれども町に移行してこういった取り組みに対応するんだというようなことを決めさせていただいたということでございます。補助団体として町が人件費なり含めて、毎年多額のそういった支援をするというなかで、なかなか独立した団体というようなこともあってですね、主体性を当然重んじるということもあって、法的な、運営に関しての、剰余金の問題だとかそういうものが出てきたというようなことでもございますけれども、社協がこういった年度計画でこういった事業をやるということについては、全く何も言えないということではございませんけれども、やっぱりそこは、主体性を尊重するというのが基本なんだろうなというようなことで考えてございます。金額的に見ると、かなりの剰余金があつてですね、さらに補助もしてるというような現実もありますので、法的な体制もあるということでございますので、その透明性等について、さらに、補助団体の一つである、平取町としても、今後ぜひ、そういったところを私どもも情報共有をさせていただくということで考えてございますので、今までの経緯のなかで非常にやりかたとして甘さがあつたということも現実としてあるかと思っておりますけれども、その辺もう一度、今後改善をすると、お互いにですね、そういったことを情報共有しながら改善をしてより良いをやり方をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただければと思っております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今副町長言ってるように私は事業はその問題あるとかそういうこと言ってるわけじゃなくて、これは障がい者だとか、公共交通機関の空白地域の方の65歳以上で、どうしても運転ができないだとか、事情によって使うと、これ非常に良いことだと思ってます。ただ残念なことに、社協が、町から補助金もらったり、皆さんから会費もらってるなかで400万のもの買って、町に返すんだったら、町が事業主体で買って、基本的には400万をこの4月の3月の予算で400の補助金落とせばいいじゃないですか。私はそういうふうには思うんですけれども、その辺が一つと、それから今担当課長も皆さん言ってますけれども、道路運送法上というようなことで例えばバスは事業主体の町が持ってなきゃなら

ないというのはどこに書いてあるんですか。それを一つ教えてください。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。基本的に市町村が社会福祉協議会に委託を行う場合は、市町村が運行主体の責任を有する場合ということで、そういうことで運輸局と話を詰めて無償の場合は運送法の許可が不要ということのなかで、事業を進めるということになります。また社会福祉協議会等に委託して、またその社会福祉協議会が主体の責任を有するということになってくると無償でありますけどまた計画的なものを含むなかで許可が必要ということになってくるような状況でございます。

議長 高山議員。

6番高山議員 今回の内容についてはどっかに道路運送法の中に書いてあるのかどうかわかりませんが、私が見た範囲の中ではちょっと勉強不足でわからなかった。でも、私が聞いている北海道運輸局の自動車交通部の見解と担当課で言っている見解は違う。基本的には、事業主体が町であっても、バスはどこのでもいいって、委託するんだからって。無償の場合は問わないってそういう回答がきてるけども、その辺はどうですか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的にですね、2月の8日の日に室蘭のほうに確認しまして、それでこのようなことで進めさせていただいてるということでございます。

議長 高山議員。

6番高山議員 これ2月の8日の日に室蘭のどこに確認をされたのかということと、じゃあ室蘭と札幌の運輸局との自動車交通部との考え方が違うということなんでしょうかね。私が直接、北海道運輸局の自動車交通部になんぼ調べてもよくわからないんで、確認をして照会をしたら、今後は室蘭と打ち合わせしてくださいとは言われましたけれども、もちろん名前も言って、所属も言って確認をしたんですけども、町が事業主体であっても、無償であれば、バスはどこのでも関係ないって言われてましたけども、その辺は、運輸局内部での答弁がちょっと違うのかどうか、僕言われました、札幌電話したら今後は室蘭と協議してくださいと言われましたけれども、室蘭の説明と札幌とちょっと違うんですかね。何も変わらないんだったら社協が自分とこでバスそのまま持っていればいいじゃないですか。あえて町に寄贈するなんて。有償の場合はいろんな制約があります。

でも無償の場合は一切ありませんという、一切って言ったらちょっと語弊ありますけれども、このケースについては、ありませんねということを実は回答いただけてますけども、その辺の食い違いはどうなんでしょうかね。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

今高山議員言われましたバスの有償運送の関係でございますけれども、町が運行主体となりまして実施して無償でやる場合であれば道路運送法上の許可は不要ということになっております。それで町が事業主体なんですけども、それを他の事業者へ委託をして、例えば社会福祉協議会だとか、民間の事業者だとかに委託をして、その車両が社協のバスだとか民間事業者の車両だとかの場合、それに対してお客さんから利用者から料金取る取らないは別に町からその事業者に対して委託料なりそういう金額を払うということになると、その時点でもう既にその事業者としては有償運送になるというかたちになるということで室蘭の運輸局のほうで、回答を得ておりまして、その関係であくまでも町が事業主体ということで、町の車両を使って町がその経費を支払う分については無償運行でよろしいんですけども、それ以外の民間事業者へ委託をしてやる場合には、利用者からの料金取る取らない別にして、有償運行として、運送許可を取らなきゃならないということになっております。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時33分)

議長

再開します。高山議員。

6番
高山議員

きちっと調べて文書でいただいているということになるのかどうかは別にしても、私もそういった意味ではわからなくて、調べたという経緯があるんですけど、なぜそれを調べたかっていうことは、社協が補助、基本的にはですね、補助金もらっている社協がバスの400万買って町に寄付する。いや移管する。この流れがですね、例えば、福祉にかかわってる人ばかりでなくても、いろんな人が聞いてもいやなんかそれおかしいよねっていうことになるからそういう指導はしなかったんですかということだけで事業は室蘭に確認しているということですから、私はそれ以上何も言いませんけれども、ただ試行期間踏まえてですね、改善できるものについては改善をしていきたいということで、私の質問終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから。前段申し上げましたように町が社協のほうに支援している補助金等については、町になり代わって実施している、例えばホームヘルパー事業をはじめ、職員の人件費の一部を支援してるということでございますので、寄付もいただきながらというそういう不安定ななかでは、そういったかたちのことを支援しながら、取り組んでいただいているところでございます。いずれにしても、社協が自主財源で福祉の移送サービスが可能であれば、これは道路運送法の許可が不要になって無償で運行できますけれども、しかしながら通常の運行経費を一部でも補助を受けて運行すると、有償になるというようなこれまでの答弁でございますけれども、事業主体は地域福祉を推進する、公共的な組織である、町として社協のほうに委託しながら、することとしたものでございまして、運輸局との協議の中で、そういう道路運送法上の制約があるので、無償の場合については、バスについては運行主体の名義を変えながら、行いたいということでございますので、大局的なご理解を願いたいというふうに思います。以上です。

議長

高山議員。

6番
高山議員

今の町長の答弁なんですけれども、じゃあ町が委託料出して、無償で運行するものについては有償運送と同じような考え方だという捉え方でいいんですよね。町が委託料で払いますよね。何のあれでもいいですけど。委託料で払って、払った先が無償で運行しててもそれは有償運行ということで捉えて物事を整理しなきゃならないんですよねということを再度確認したかったんですけど。

議長

町長。

町長

自賄いで、社協が運行経費も補助を貰わないで自賄いでできる場合については、これは無料でやることができますけれども、どうしても社協というのはそういった通常の経費まで持ち得ないというようなかたちのなかで、ある程度、町のほうからも、委託というかたちでそういった運行経費のそういったものについては町から助成する場合については、これは有償になるということで、これまで繰り返してきたとおりでございまして、そういうかたちで、当初からそういうかたちで、町が運行主体となる場合については、名義だけをそういうかたちで変えながら、一貫したなかで運行したいということでございますのでご理解を願いたいと思います。

議長

いいですか。高山議員の質問を終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了します。日程第3、報告第1号陳情審査の結果報告についてを議題とします。陳情第1

号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める陳情についての総務文教常任委員長からの報告は、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、報告第1号陳情審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

(閉 会 午前11時40分)